

健康で生きがいのある都市づくりを推進するユー・アイ・タウン構想が策定された。

但馬地域では豊岡駅前第一地区市街地再開発事業、豊岡市駅西戸牧・駅西高屋・正法寺土地区画整理事業、和田山駅北土地区画整理事業などがこの時期に都市計画決定された。

丹波地域では篠山口駅周辺整備計画の提案を踏まえながら、平成五年に丹波地域における初の土地区画整理事業として、篠山口駅西土地区画整理事業が都市計画決定された。

再開発については、市街地再開発事業以外に、昭和五十九年には民間主導型の任意の再開発事業を対象とした優良再開発建築物整備促進事業制度が創設され、平成七年の阪神・淡路大震災までに、神戸・阪神地域では一四地区延べ三・七ヘクタールでこの制度を活用して再開発が進められた。昭和六十三年に再開発地区計画制度が創設されると、都市計画法や都市再開発法、建築基準法などの弾力的運用によって大規模な工場跡地や鉄道跡地などの再開発を円滑に進めることが可能になり、神戸・阪神地域でもキャナルタウンなどで再開発地区計画が導入された。

第三節 景観の保全と創造

一 環境の時代の緑地、公園、景観政策

高度経済成長が一段落し、地方から都市への過剰な人口集中はいったん収まり、都市部では暮らしの質が

重視されるようになる。一方で、バブル経済の到来が都市及び郊外の緑地に対する開発圧力を高めた。リゾート法により森林や農地などの開発圧力が高まるとともに、急激に拡大する消費に伴う生活ゴミの増加が顕著な問題となる。この時代の重要な政策として、市街化区域内農地の宅地並み課税がある。これにより、営農者は生産緑地指定を受け、営農を続けるか否かの意思を明らかにすることが求められた。そのため、短期間の間に都市内の緑地が宅地化するという現象が全国的にも見られた。その後のバブル崩壊により、一気に開発圧力が下降し、都市内及び都市周辺の緑地などを取り巻く経済環境が大きく変化した時代ともいえる。

この時期における一人当たり都市公園面積は、兵庫県で五・三平方メートル（昭和五十八（一九八三）年）、東京二三区二・〇平方メートル（五十七年）、ローマ一・二平方メートル（四十八年）、ニューヨーク一九・二平方メートル（四十二年）、アムステルダム二九・四平方メートル（四十八年）、ロンドン三〇・四平方メートル（五十一年）であり、東京都二三区と比較すると良好であったものの、諸外国と比較すると、兵庫県の値はやや低い水準であった。

また、平成四（一九九二）年にはブラジルで国連環境開発会議（地球サミット）が開催され、全世界で地球環境に対する保全の機運が高まった。さらに、地域レベルで持続可能な開発を実現するため、地方公共団体独自の行動計画の策定の重要性が指摘され、生態系や森林の保全に対する社会的な認識が高まった時代でもある。

これらを受けて、県は、県立公園の整備を引き続き進めるとともに、県内市町における緑のマスタープランの策定、淡路、丹波、播磨、但馬など各地におけるランドスケープ計画の策定、さらには「緑豊かな地域



図 42 全県全土公園化
シンボルマーク
〔『兵庫県全県全土公園化
モデル写真集』より引用〕

るが、その特徴としてまちの顔という概念が新たに導入されたことが挙げられる。

さらに、この時代には緑の総量確保推進計画が策定された。これは、県内各地において、緑の総量を確保するための具体的な方針や施策が取りまとめられたものであり、既存の緑地を保全しつつ、今後一〇年間で一二〇〇ヘクタールの緑地を創出するという計画であった。これら一連の県土の環境保全やすみよい県土づくりの根幹となったのが、全県全土公園化構想であった。この構想は、県土全体の快適な環境づくりのための一種のマスタープランであり、行政管轄の垣根を越えた包括的な計画であった。この構想に基づいて、様々な緑化にまつわる施策が進められた。

二 景観の本格的な政策化

見える環境美化と
しての景観政策

このころから全県全土公園化構想に呼応すべく、屋外環境の美化の具体的方策としての景観形成のための政策が県政で本格的なものになってきた。昭和六十年には全県公園化建築賞が設置され、美しい都市景観を形成する建築物を公募により選考し、設計者、施行者、施主を表彰す

環境の形成に関する条例（緑条例）」の制定を進めた。緑条例により、都市計画区域外において、緑地を保全するための法的な担保のある開発規制が可能となり、さらにランドスケープ計画がその理論的な背景を与えた。その一方で、主に都市部を対象に「都市景観の形成等に関する条例」が制定された。これは、神戸市より少し遅れての取組とな

制定されたことに伴って、同条例に移行した（この点については後に詳述する）。そして、これを景観計画の側面から実践するための計画が「淡路島の風景づくり」である。この計画の特徴は、島内の主たる風景を眺める視点となる場所を地図上で示し、さらに可視領域やスカイラインなど、地形を詳細に分析している点にある。また、かつての名所図会などを引用しつつ、淡路島の景観の特徴の一つが海からの風景にあることを論じている。加えて、集落の空間構成については、地域ごとにこれを分類し、それぞれの土地利用や構成が、

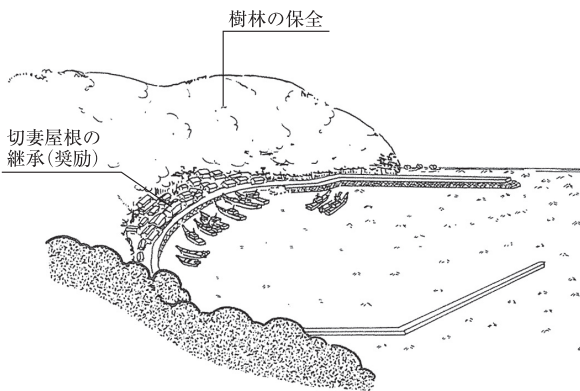


図43 集落風景の空間構成の分析事例
 (「兵庫県ランドスケープ・プランニング美しい花海島
 「淡路島の風景づくり」を参照して作成)

る制度が設けられた。また、同様の制度として、みどりのまちなみ賞も翌六十一年に導入され、建築物や敷地、道路などの緑化を進め、魅力ある美しいまちなみの形成に努めた団体、個人などを表彰する制度が設けられた。このように、面的な地域環境の形成に対する関心が高まる中、県は淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例を平成元年に制定した。

これは、淡路地域において、無秩序な開発行為を抑制するとともに、緑地の保全及び緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることを意図しており、そのことにより良好な地域環境の形成とスポーツやレクリエーション、教養文化活動など多様な活動の場の整備を進めようと意図したものである。この条例は、平成六年には、全県条例として「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」が



写真 69 港町神戸の市街地（上）、平福川
端のまちなみ（下）

その景観を特徴づけていることを解説している（図43）。ほかにも、景観づくりの基本方針として、風景を効果的に捉えること、関係性のデザインを考へること、距離景を重視すること、住民参加による風景形成の体制を確立することなどが取組の基本的な姿勢として示されている。

同様の計画は、土地の構成や地形などの構造の理解のもと但馬、播磨、丹波などでも進められ、但馬では兵庫ランドスケープ・プランニング美しい山水「但馬の風景づくり」が、播磨においては同美しい瑞穂原「播磨の風景づくり」が、さらに丹波では同美しい翠屏「丹波の風景づくり」が公表された。

また、兵庫を代表する良好な景観を列挙し、それを守り育てる意識を涵養するためにひょうごランドスケープ百景が平成五年に選定された。このひょうごランドスケープ百景は、都市住宅部都市政策課が神戸新聞社とともに、県内の「すばらしい風景」を選出し、場所とその写真を一覧図表としてまとめたものである。例えば、神戸・阪神地区では、一九の風景が選定されており、港町神戸の市街地や建築物、また、六甲山系の山々、そこから海に向かって流れる河川、白砂青松の海岸などが写真とともに掲載されている。一方、播磨地域においては、平福の河川沿いのまちなみ（佐用町）、大河内高原（大河内町（現神河町））、龍野城下町、坂越の島なみ（赤穂市）、各地のため池などが選定されていて、それぞれの気候風土を反映させたものが選ばれ

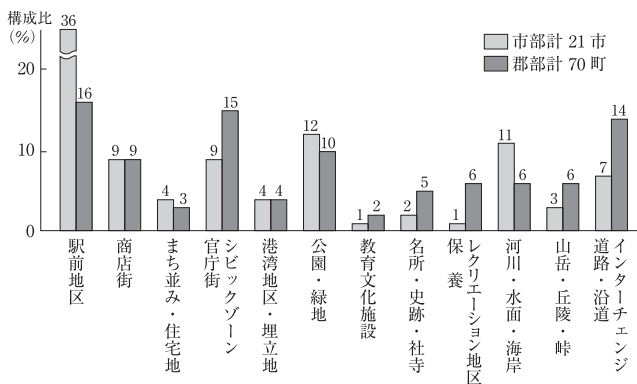


図44 「将来のまちの顔」に対する県民の認識
 (『都市景観形成等基本方針』を参照して作成)

ている。全体で一〇六の景観が選定されているが、いわゆる自然景観が中心であるものの、都市景観や農村的景観、さらに人の営みや活動が垣間見えるものがバランスよく混在されている。また、掲載されている写真の季節においても、春夏秋冬が適度に混在しており、例えば、但馬地域などでは冬季の積雪風景なども代表的なものとして取り上げられている。

本格化する都市景観づくり
 全国的に開発が進む中、自然景観や緑地だけでなく、都市の景観形成の重要性も認識されていた。神戸市、

戸市の都市景観条例は、全国でも先駆的な取組であり、これに少し遅れて、県でも都市景観づくりのための様々な取組が始まった。背景にあるのは、高度経済成長下の都市開発や緑地、水面の喪失を目の当たりにしてきた人々が、身近な環境に目を向けるようになり、快適な住環境を求めようになってきたことである。

昭和六十年に「都市景観の形成等に関する条例」(平成五年に「景観の形成等に関する条例」に改称)が制定される。主たる内容は、県内に都市景観形成地区を設定し、その中の建築物等について行政がガイドラインを設け、地区内において各種の開発を進めるものには届出が義務づけられ、その内容を行政が指導助言するものである。後に、特に影響が大きい建築物については、知事との協議が義務づ



写真 70 姫路市大手前通り

のような調査に基づき、昭和六十一年には姫路市大手前通りが景観形成地区の第一号として指定された。また、翌六十二年には出石町城下町がその歴史的景観の重要性から、これに指定されている。

この条例では、後に県、市町や県民、事業者の責務に関する項目が追加され、市町においては、県の施策に協力するだけでなく、独自に景観形成に関する施策を策定し、それを実施することが求められた。また、良好な景観形成の推進については、大規模建築物に対する景観影響予測・評価を導入することを内容とした、景観条例の改正が加えられた。これに関連して、みどりの建築賞が創設され、昭和六十年の十一月に第一回表彰が実施され、周辺環境などに配慮した優れた建築物として七件が表彰された。さらに、平成二年五月には国際景観会議ひょうご'90が開催され、民間が行う都市景観形成事業への支援も進められた。

けられた。景観形成地区としては、①駅前、街路沿い、官公庁施設の周辺で、その都市を代表するもの（後の時代にまちなか景観形成地区と規定）、②伝統的な建造物が周辺の環境と一体をなしている区域（後の時代に歴史的景観形成地区と規定）、③住宅街等で良好な環境を有する区域（後の時代に住宅街等景観形成地区と規定）、④新都市の建設、都市の再開発等により新たに地域が整備される区域の四つの区分が設けられた。特に、①の地区は、まちなかとなる地域を指定するものであり、都市の開発が進む中で地域の個性や地域らしさを保全しようとする意図をみるこ
とができる。図44で「まちなか顔」に対する県民の認識の調査結果をみると、駅前
地区や沿道景観が「まちなか顔」として広く認識されている様子がうかがえる。こ

さらに、この都市景観の形成等に関する条例に関連して、平成四年には屋外広告物条例が公布され、五年四月に施行された。これは、自然、歴史、文化など、それぞれに地域の特性を活かしながら、美しく調和する広告景観を目指すものであり、さわやかな県土づくりのコンセプトに通底するものである。この取組では、シングル・サイン運動と呼ばれる運動が条例に実効性を与えている。この運動は「行政、県民、広告主、屋外広告物事業者、建築家など、屋外広告物に関わりを持つすべての関係者が、相互に連携を図り、それぞれの立場でその役割を果たしながら、良好な広告景観の形成を図っていく運動」と定義されており、地域環境を良くするために地域の人々が一体となることを概念づけている。この理念に基づいて、優れた広告物を表彰したり、シンポジウムを開催したりすることなどを通じて、美しい魅力ある街づくりが推進された。

三 定着する全県緑化の流れ

緑のマスタープランの策定 昭和五十一年七月の都市計画中央審議会の答申に基づき、「緑のマスタープラン」の策定が全国で進められた。兵庫県も都市及びその近郊における緑地の喪失が顕著であり、国の方針も踏まえて、緑のマスタープランを中心とした様々な取組が開始された。緑のマスタープランの基本的事項は、都市計画法第七条第四項の「自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針」として定められることになっており、線引きの見直しに合わせておおむね五年ごとに見直すことと定められている。

緑のマスタープランとは、主に都市計画区域内において、都市化による緑の喪失を防止し、快適な都市環境を創出するために、都市計画区域単位で、都市における緑や自然系のオープンスペースの保全・整備を図

がバブル期に突入し、全国的にも緑地を取り巻く環境が大きく変化した時期でもあり、兵庫県においても頻繁な見直しが実施された。

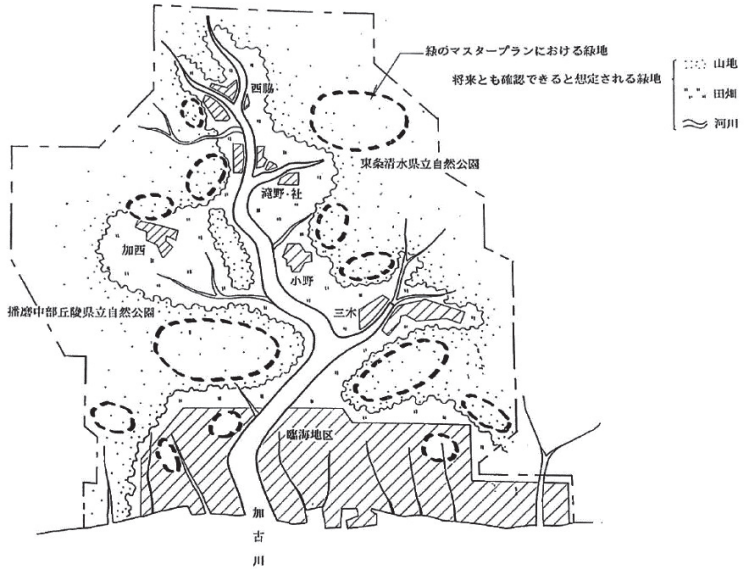


図45 緑のマスタープランにおける緑の構造（東播都市計画区域）

（『東播都市計画区域 緑のマスタープラン計画書』より引用）

るための計画の枠組みであり、県内においては、阪神間や東播磨などの都市計画区域において定められた。特に宅地開発による自然破壊が顕著であった阪神地域では、昭和五十年頃から阪神間都市計画区域に該当する各自治体（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）において、緑のマスタープランに向けた基礎調査が実施されている。これは、土壌・土質、動植物等の自然環境、土地利用現況、土地所有などの社会的条件、文化財や社寺・由緒地などの文化的資産のそれぞれを図面上にまとめたものである。このような基礎調査を基に、先の五つの都市計画区域において昭和五十七年に緑のマスタープランに関する原案が定められ、その後、昭和六十年、平成二年と線引きの改定などに伴い、その都度見直しが実施された。特に、この時期は時代

表39 緑のマスタープランにおける各都市計画区域における緑地目標水準（目標年次平成20年）※平成2年見直し時の設定水準

区分	確保目標量 (ha)	市街化区域面積に対する割合 (%)	都市計画区域面積に対する割合 (%)
神戸都市計画区域	14,100	70	26
阪神都市計画区域	10,440	49	22
東播都市計画区域	6,790	43	10
中播都市計画区域	5,950	45	12
西播都市計画区域	1,570	57	6

（『各都市計画区域の緑のマスタープラン計画書』を参照して作成）

兵庫県内の各区域の緑のマスタープランにおいては、既存の法律の中で位置づけられている様々な形態の緑地が包括的に取り扱われ、その保全が都市計画の枠組みで進められた。それぞれの緑地や緑地にまつわる事柄をマスタープランにおいてどのように取り扱い、どのように位置づけたのかということについては、重要な点であるので以下ではその基本的な考え方について詳細にみる。なお、ここで述べる方針は、昭和六十年の各都市計画区域における緑のマスタープランの見直しの際に示されたものである。

まず、都市計画上の線引きとの整合性については、暫定市街化調整区域を市街化区域として位置づけること、逆線引きにかかる区域については市街化調整区域とする方向性がみられた。都市公園等の施設を整備する際の目標については、市街化区域内の住区基幹公園において住民一人当たり二・五平方メートル以上とすること、さらに都市計画区域内全体で見た場合には、一人当たりの水準は二〇平方メートルとする目標が設定された。そのうえで、緑地の確保の目標水準としては、市街化区域面積に対して三〇%以上とされた。

都市公園等の施設緑地については、将来的に都市公園法で管理することを念頭に、これを住区公園としてカウ
域における農村公園については、既に計画決定されているものを緑地として扱い、そのうち良好
ントする。社寺や境内地の緑地については、既に計画決定されているものを緑地として扱い、そのうち良好



写真 71 現在の丹波・篠山川の桜づつみ回廊

な形態にあるものは緑地保全地区とし、そうでないものは別途条例などで定められているものだけを対象とする。駅前広場内の緑地については、十分な量があるもののみを公共空地としてカウントする。河川については、高水敷（増水時に冠水する部分）があり、緑地として整備できる空間を有しているものについては緑地として扱い、緑地のネットワーク上重要な河川は緑道に位置づけられる。

開発等が規制される地域制緑地の扱いについては、前記の三〇%目標にカウントする緑地として水面も考慮する方向が示された。また、都市化の傾向が強い地域や市街化区域に囲まれた農用地、及び市街化の傾向が著しい地域においてネットワークの形成上重要な意味をなす生産緑地が地域制緑地に位置づけられた。

また、このことに並行して、昭和六十一年には緑のまちなみ賞が創設され、さらに平成二年には第一回全国緑の少年団交流集会が大河内町で開催されるとともに、緑の保全と創出を考えるシンポジウムが神戸で八月に開催された。

県土の核とし 一九九〇年代の重点方策として提示された兵庫二〇〇一年
の緑づくり 計画において、分野別の各課題の一つとして「さわやかな県

土づくり」が設定されている。これに呼応して、県政においても様々な緑づくりに関連する取組が進められた。

その一例として、平成三年から進められた、ふるさと桜づつみ回廊の整備を取り上げる。この構想は、安全で美しい県土を創出するとともに、県民に地域交流を深めてもらうことを意図したもので、瀬戸内海から日本海を結ぶ

表40 10年間(平成3～12年度)の緑の創出にかかる整備推定量 (ヘクタール)

事業・計画名	緑化面積
道路緑花計画	558
都市公園等整備計画	1,167
その他県立公園	664
港湾緑化	24
海岸緑化	6
ダム、工業用水道	65
埋立地	27
公営住宅建設(5箇年計画)	18
学校緑化整備	142
ふるさと桜づつみ回廊整備計画	140
ふるさとの川モデル事業整備計画	14
1町1河川公園整備計画	5
庁舎等の緑化	82
ひょうご千年の森の整備	90
よみがえりの森の整備	900
豊穰の森の整備	630
夢を育む森の整備	田園型 270 都市近郊型 70
民間植樹	8,570
合計	11,600～13,400

(注) 合計の11,600haは既存の森林整備面積を除いたものであり、13,400haは前述の面積を全て含んだものである。

(『緑の総量確保推進計画』を参照して作成)

延長約一七〇キロメートルの河川、すなわち武庫川、加古川上流、円山川沿いを約一〇年かけて約五万本の桜でつなぐものである。現在では、桜も大きく育ち、周遊ルートマップも整備されている。

これらの緑の創出や保全に関する取組を、計画として一元的にとりまとめたものが緑の総量確保計画であり、平成三年三月に公表された。この計画は、

今後一〇年における緑の総量を確保するための各種取組が網羅的に述べられたものであるが、その基本的な考えとして、①フローからストックへ、②保全と創出のリンケージが掲げられている。前者は、緑を社会のストックとしてとらえる視点であり、後者は、別々な取組となりがちな緑の創出と保全を一体的に進めようとする考え方である。さらに単に「量」を確保するだけでなく、緑の多様な機能に着目し、地域の特性に応じてそれが最大限発揮されるよう、その種類や配置を工夫すること、地域の風土に合う種を選定することなど、緑の質の向上と適切な維持管理の推進や、県民による緑化活動の推進にも重点が置かれている。

具体的に計画の内容をみると、まず一つの取組として挙げられるのが緑の減少量の抑制である。これにつ

いては、今後も開発は続くであろうことを認めた上で、その開発によって減少する緑が最小限になるように工夫するものである。具体的には、開発行為に際して自然の状態の森林を残す面積割合の増加、環境アセスメントの充実が挙げられる。また、ゴルフ場の新規開発などについても、平成二年より総量規制が設けられている。もう一つの取組が、緑の回復と創出のための財源確保である。これは、やむを得ず減少した緑に対して、同量以上の緑を回復し、創出するための取組であり、具体的には森林開発者の緑の回復費用の抛出が挙げられる。森林を他用途に転用することにより発生する外部不経済（不利益・損害）を補償するという考えに基づくものである。もう一つの取組が緑の創出量の増加である。例を挙げると、①公益的機能の視点からの森林整備として、土壤改良を含む新規の森林整備「ひょうご千年の森」、②放置された都市近郊林を再整備することによりつくる「よみがえりの森」、③森林の公益的機能の発揮を目指す「豊稷ほうじきの森」、④人が触れ合うことができる「夢を育む森」が挙げられる。

一方、都市部においては、積極的な緑のネットワークづくりがうたわれている。これは、人と自然が身近に触れ合える場をつくる必要性、さらに都市のヒートアイランド現象に対する対応などから、「涼風をよぶ都市の森」「県立公園四倍増作戦」など総合的な緑化施策、さらに道路や都市公園の緑化、住民による民有地の緑化を合わせた緑の総合的なネットワーク化を示すものである。涼風の森は、ヒートアイランド対策としての風の道を有効に機能させるための取組であり、河川敷や道路の緑地、公園や学校、建物の屋上緑化などをネットワークさせる構想である。また、駐車場緑化についても言及があり、具体的には周囲の緑化に加えて、路面のアスファルト比率を下げ、露出部を芝などにより緑化する、いわゆるグリーンパーキングに関

する言及がある。創出に係る取組の整備推定量をみると、昭和五十二年から六十三年の間に開発により失われた緑地が約八二〇〇ヘクタールである中で、一〇年で約二万一六〇〇ヘクタールから一万三四〇〇ヘクタールの緑地を回復しようとする目標が示されている。

全国の先駆けとなる本格的な緑地保全に向けた取組として、既に述べたように都市計画区域内においては地域の景観、緑地保全の取組 緑のマスタープランを策定し、また、都市計画区域外を想定した地域につい

ては、ランドスケープ計画の策定、土地利用に関する条例が施行されるなど、様々な取組を進めてきた。しかしながら、この時期の開発の勢いは強く、特に都市郊外の地域では、地域の環境をいかに守り育てるかということが重要な課題となりつつあった。このようなことを受けて、平成二年には、緑の保全と創出を考えるシンポジウムが開催された。さらに、阪神地域の北部に位置する丹波地域では、適正な地域整備の基本方向を示す「丹波地域土地利用計画」が平成五年に策定された。

これらの都市近郊の地域においては、特に高度経済成長期末からバブル期に高まった開発圧力から地域を守り、良好な地域環境を形成するための動きや制度設計などが連続と続けられてきた。地域が開発の圧力にさらされたのは、大都市圏郊外という理由だけでなく、地域の大部分が市街化区域と市街化調整区域の区分のないいわゆる「非線引き都市計画区域内」にあったことも大きな理由であった。そこで、この非線引きの都市計画区域において適切な土地利用を推進し、森林・緑地の保全の視点から開発行為を適正に誘導し、緑豊かな地域環境の形成を進めるために、平成六年に緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）が制定された。

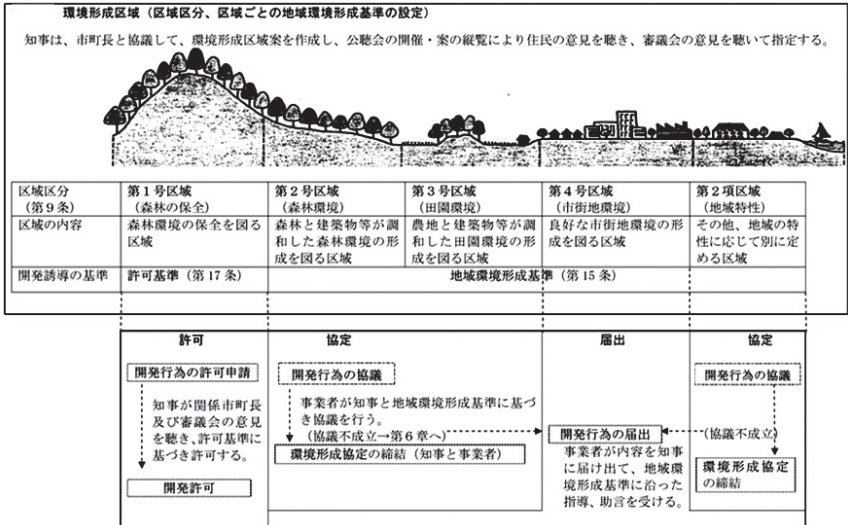


図46 環境形成区域の設定とそれぞれの内容と開発の基準、許可の流れ
 (『緑豊かな地域環境の形成に関する条例の概要』より引用)

緑条例では、緑豊かな環境形成地域を、知事と市町長が協議の上で定め、そこで地域環境形成基本方針を策定し、さらにその地域について、森を守る区域、森を生かす区域、さとの区域、まちの区域などの土地利用区分が行われる。それぞれの土地利用区分において、森林の保全、緑化修景等の基準を定めて、地域環境の保全が図られる。環境形成地域の決定に当たっては、複数の市町にわたる広域的な土地利用計画が必要な地域、自然的環境を中心とした地域整備の推進が必要な地域、今後、住宅や工場、レクリエーション施設などの整備が見込まれる地域という三つの要件がそろったことが条件とされた。

それぞれの区域区分の規制の内容については次のとおりである。まず、森を守る地域（第一号区域）では、原則的に森林環境を保全することを図り、開発においては知事の許可が必要となる。一方、森を生かす区域（第二号区域）やさとの区域（第三号区域）では、それぞれ森林と建築物等が調和した森林環境の形成を図ること、農地

と建築物等が調和した環境の形成を図ることを目的とし、地域環境形成基準に準拠した開発内容が求められ、開発行為の計画がある際には事業者と知事が環境形成基準に基づいて協議を行うことが義務づけられている。まちの区域（第四号区域）は、良好な市街地環境の形成を図ることを目的とし、この区域における開発は基本的に届出制となり、事業者が届け出た内容を環境形成基準に照らして、県が指導、助言することになる。

さらに、地域の特性に応じて独自の区域設定を設けることも可能であり、この場合は地域独自の協定が締結される。これを受けて、平成九年には丹南町（現丹波篠山市）で「丹南町緑豊かなまちづくり条例」が施行され、「里づくり計画制度」が導入された。これは、緑条例の中身である土地利用や景観形成の内容を具体化するもので、地域住民の合意の上で地域計画制度を導入することができるものである。同町の野中地区ではこれに基づいて計画が策定された。

緑条例は、当初、丹波地域及び淡路地域がその対象地域であったが、平成十五年から全県的に適用の拡大が進められ、播磨地域や但馬地域においてもこの条例が施行された。これらの地域内における開発にあたっては、環境形成区域ごとに定められた緑化や修景の基準に基づいて、森林の保全、建物周辺緑化などが義務づけられた。

四 全県全土公園化の流れ

県立公園 の設置

第一編で述べたように、既にこれまで、多くの県立都市公園が建設されてきた。しかし、バブル期に開発が進み、都市の緑地の喪失、高密度がますます進む中で、その需要は高まる一方であつ

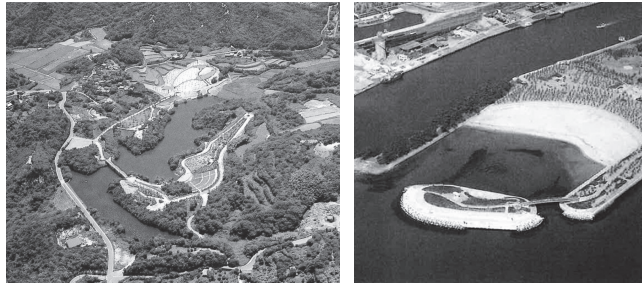


写真 72 県立淡路島公園（左）、県立高砂海浜公園（右）

た。この時代、県立の都市公園として、淡路島公園（東浦町（現淡路市）、昭和六十年、一三四・八ヘクタール）、西猪名公園（伊丹市、五十七年、六・〇ヘクタール）が開園した。また、県立高砂海浜公園が東播磨港にオープンした。これは、初めての海浜緑地を活用した公園で、昭和五十一年から整備が進められていた。広さは六・一ヘクタールで、松林のゾーン、島のゾーン、浜のゾーンで形成され、松林はクロマツ一〇〇本で復元され、その他クスノキなど約二万三〇〇〇本が植えられた。さらに、昭和六十年には、三木山森林公園の整備基本計画づくりにも着手された。これは、三木市郊外の山林の一部九一ヘクタールにおいて森林浴や自然観察、スポーツが楽しめる「よみがえりの森」を計画するものである。続いて、平成三年には、丹波並木道中央公園の整備が開始された。これは、丹波の森構想実現に向けた中心的なプロジェクトであり、沿道を古来の街道のイメージで整備する「並木道公園」構想を進める上での中核となる施設であった。

さらに、平成三年に、県立公園四倍増作戦が提唱された。これは、今後の都市化の進行や県民の余暇時間の増大をにらみ、公園施設に対するニーズが高まると予想し、この状況に対峙するため、都市公園はじめ各種の県立公園を県内各地域に整備し、当初、四六四ヘクタールあった県立公園を二〇〇一年までに約一八五〇ヘクタールとするという構想である。そして、その公園整備に関する施策の方向性として、「緑の総量確

保推進計画」において、都市公園の整備について重点を置くべき課題として次の点を挙げている。①県民の安全確保に資する、②活力ある長寿社会形成のための、③県民の心身の健康の維持増進に資する、④都市住民の自然とのふれあい、都市のうるおいの創出に資する、⑤広域的なレクリエーション需要に対応した、⑥大都市、地方の状況に対応した、⑦利用者のニーズの高度化、多様化に対応した都市公園の整備である。そして、その面積確保の手法の一例として、未利用公地、工場跡地などの大規模空閑地の活用、他の公共施設との一体的整備、斜面緑地や小規模空閑地を都市緑地として活用すること、また、公園管理の方法として、ボランティア活動を取り入れることなどに言及されている。

第四節 総合水資源計画と河川流域環境の変化

一 総合水資源計画と渇水対策

長期水需給計画の策定 兵庫県は昭和五十六（一九八二）年十二月に「水需給計画」を見直したが、その後の安定成長

下の予想を上回る産業構造の変化や人口増加の鈍化等の社会経済情勢の変化に加え、水利用の合理化、節水意識の向上等の進展により水需給構造にも大きな変化が生じていた。また、県の総合計画として新たに「兵庫二〇〇一年計画」が策定され、これと整合した長期水需給計画を策定する必要があった。

そこで、将来における発展動向を展望しつつ、長期的視点に立って、水需要の動向を明らかにし、水資源